

指定福祉型障害児入所施設 らいず 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第1項に基づく「福祉型障害児施設らいず」(以下「事業所」という。)は、障害のある児童を入所させて、保護するとともに、その自立と経済活動への参加に必要な知識技能を与えることを目的とする。

(事業所の運営方針)

- 第2条 事業所は、施設を利用する障害児(以下「利用者」という。)に対して、施設支援計画に基づき、その心身の状況及び発達段階に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援及び訓練を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の主体性や自己決定などの人権の尊重を基本理念とし、保護者、地域社会及び関係機関との連携を図りながら、より質の高いサービスの提供と地域福祉の拠点としての施設づくりに努めるものとする。
 - 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者等を定めるとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 らいず
- (2)所在地 岩手県宮古市崎楯ヶ崎第4地割1番地42号

(実施する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 事業所が実施する施設障害福祉サービスは、次のとおりである。

- (1)障害児施設入所支援
- (2)短期入所事業
- (3)日中一時支援事業

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2)児童発達支援管理責任者 1名
児童発達支援管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3)保育士及び児童指導員 4名以上
保育士及び児童指導員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(4) 看護師 1名以上

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(5) 事務員 1名以上

事務員は、経理、総務を担当する。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合は、職種あるいは員数を加えることができる。

(指定施設の営業日及び営業時間)

第6条 事業所が実施する障害福祉サービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 障害児入所支援

営業日 年中無休

営業時間 24時間

(2) 短期入所事業

営業日 年中無休

営業時間 24時間

(利用定員)

第7条 施設の種類ごとの定員は、次のとおりとする。

(1) 障害児入所支援 定員 16名

(2) 短期入所事業 空床型定員 2名

(利用者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容)

第8条 施設における指定施設の内容は、次のとおりとする。

(1) 障害児入所支援

日常生活の自立のための訓練、創作的活動及び生産活動の機会の訓練、就学に関する支援、日常動作の介護、生活相談、健康管理、レクリエーション、その他利用者の支援に関すること。

(2) 短期入所事業

利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。

(主たる対象とする障害児の種類)

第9条 事業所が定める主として入所させる障害児の障害の種類は知的障害児とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、障害児入所施設の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なく施設障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(受給資格の確認)

第12条 事業者は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証等によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業所は、障害児入所支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(利用者から受領する費用及びその額)

第14条 事業所は、指定施設支援を提供した際は、利用者及び施設給付決定保護者(以下「利用者等」という。)から施設利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、利用者から指定施設支援費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げるものの支払いを利用者等から受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

食事の提供に要する費用は、日額 1,430 円とする。ただし、短期入所における食事の提供に要する費用は1食あたり420円とする。

(2) 光熱費

光熱費は、日額 325 円とする。

(3) その他の日常生活費

その他の指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものであって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、それに要した額

(4) 特別なサービスに対する料金

利用者の希望により特別なサービスを提供した場合については、それに要した額

4 前項に規定するサービスを提供する際には、事前に利用者等に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容を説明したうえで、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者等に対し交付するものとする。

(指定施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者等は、指定施設支援の提供を受けるにあたっては、別に定める重要事項説明書の決まりを守り、お互い協力し合いながら利用しなければならない。

(施設サービス計画の作成等)

第16条 児童発達支援責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、指定施設支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2 児童発達支援責任者は、施設サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する生活介護、短期入所又は施設入所支援の提供にあたるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に

規定する施設サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第17条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

2 事業所は、利用者が、当該指定施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他に指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(食 事)

第18条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

3 事業所は、第1項の食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第19条 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、必要に応じて利用者の同意を得て代わって行うものとし、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるとともに、利用者の外出の機会を確保するよう努めることとする。

(健康管理)

第20条 事業所は、常に利用者の健康に状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業者は、常に利用者等との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第21条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第22条 事業所の従業者は、指定施設支援の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第23条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(身体拘束の禁止)

第24条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(勤務体制の確保等)

第25条 事業所は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第26条 事業所は、提供する施設障害福祉サービスの定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(掲 示)

第27条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第28条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第29条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第30条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその事業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその事業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第31条 事業者は、提供したサービス等に関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決委員会設置要綱に基づき、迅速かつ適切に対処するものとする。

- 2 事業所は、その提供した支援施設に関し、県が行う報告もしくは文書等の提出、又は当該職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して、県が行う調査に協力するとともに、県から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(地域との連携等)

第32条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時に対応)

第33条 事業所は、利用者に対する施設支援サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面とし記録するものとする。

- 2 事業者は、サービス提供中において、事業者の責任に帰すべき事由によって利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負うものとする。

(事業継続計画の作成)

第34条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護事業、指定施設入所事業、指定短期入所事業を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第35条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 4 事業所は利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定施設支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者を事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第6条 事業所に勤務する従業者の職種(3)「保育士及び児童指導員」に改める。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第3条を第2条第3項に改め、以下条文を繰り上げる。
- 2 第5条(3)保育士及び児童指導員の「8名以上」を「4名以上」に改める。
- 3 第9条を繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。
(主たる対象とする障害児の種類)
第9条 事業所が定める主として入所させる障害児の障害の種類は知的障害児とする。
- 4 第14条第3項(1)食事の提供に要する費用の「日額1,575円」を「日額1,430円」に改める。
- 5 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

- 1 第24条を繰り下げ、第23条の次に次の1条を加える。
(身体拘束の禁止)
第24条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
 - (2)身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3)従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第24条第3項(1)食事の提供に要する費用の文末に「ただし、短期入所における食事の提供に要する費用は1食あたり420円とする。」を加える。
- 2 この規程は、令和7年8月1日から施行する。